

食品表示基準

別表第九（第三条、第七条、第九条、第十二条、第二十一条、第二十三条、第二十六条、第三十四条関係）

栄養成分 及び熱量	表示の単 位	測定及び算出の方法	許容差の範囲	〇と 表示 する こと がで きる 量
たんぱく質	g	窒素定量換算法	プラス・マイナス二十パーセント（ただし、当該食品百グラム当たり（清涼飲料水等にあっては、百ミリリットル当たり）のたんぱく質の量が二・五グラム未満の場合はプラス・マイナス〇・五グラム）	〇・五グラム
脂質	g	ゲルレベル法又は溶媒抽出一重量法	プラス・マイナス二十パーセント（ただし、当該食品百グラム当たり（清涼飲料水等にあっては、百ミリリットル当たり）の脂質の量が二・五グラム未満の場合はプラス・マイナス〇・五グラム）	〇・五グラム
飽和脂肪 酸	g	ガスクロマトグラフ法	プラス・マイナス二十パーセン	〇・一グ

			ト（ただし、当該食品百グラム当たり（清涼飲料水等にあっては、百ミリリットル当たり）の飽和脂肪酸の量が〇・五グラム未満の場合はプラス・マイナス〇・一グラム）	ラム
n—3系脂肪酸	g	ガスクロマトグラフ法	プラス・マイナス二十パーセント	
n—6系脂肪酸	g	ガスクロマトグラフ法	プラス・マイナス二十パーセント	
コレステロール	mg	ガスクロマトグラフ法	プラス・マイナス二十パーセント（ただし、当該食品百グラム当たり（清涼飲料水等にあっては、百ミリリットル当たり）のコレステロールの量が二十五ミリグラム未満の場合はプラス・マイナス五ミリグラム）	五ミリグラム
炭水化物	g	当該食品の質量から、たんぱく質、脂質、灰分及び水分の量を控除して算定すること。この場合において、たんぱく質及び脂質の量にあっては、第一欄の区分に応じ、第三欄に掲げる方法により測定し、灰分及び水分の量	プラス・マイナス二十パーセント（ただし、当該食品百グラム当たり（清涼飲料水等にあっては、百ミリリットル当たり）の炭水化物の量が	〇・五グラム

		<p>にあっては、次に掲げる区分に応じ、次に定める方法により測定すること。</p> <p>一 灰分 酢酸マグネシウム添加灰化法、直接灰化法又は硫酸添加灰化法</p> <p>二 水分 カールフィッシュレー法、乾燥助剤法、減圧加熱乾燥法、常圧加熱乾燥法又はプラスチックフィルム法</p>	二・五グラム未満の場合はプラス・マイナス〇・五グラム)	
糖質	g	<p>当該食品の質量から、たんぱく質、脂質、食物繊維、灰分及び水分の量を控除して算定すること。</p> <p>この場合において、たんぱく質、脂質及び食物繊維の量にあっては、第一欄の区分に応じ、第三欄に掲げる方法により測定し、灰分及び水分の量にあっては、炭水化物の項の第三欄の一及び二に掲げる区分に応じ、一及び二に定める方法により測定すること。</p>	プラス・マイナス二十パーセント（ただし、当該食品百グラム当たり（清涼飲料水等にあっては、百ミリリットル当たり）の糖質の量が二・五グラム未満の場合はプラス・マイナス〇・五グラム）	〇・五グラム
糖類（単糖類又は二糖類であって、糖アルコールでないものに限る。）	g	ガスクロマトグラフ法又は高速液体クロマトグラフ法	プラス・マイナス二十パーセント（ただし、当該食品百グラム当たり（清涼飲料水等にあっては、百ミリリットル当たり）の糖類の量が二・五グラム未満の場合はプラス・マイナス〇・五グラム）	〇・五グラム

食物纖維	g	プロスキー法又は高速液体クロマトグラフ法	プラス・マイナス二十パーセント	
亜鉛	mg	原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ発光分析法	プラス五十パーセント、マイナス二十パーセント	
カリウム	mg	原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ発光分析法	プラス五十パーセント、マイナス二十パーセント	
カルシウム	mg	過マンガン酸カリウム容量法、原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ発光分析法	プラス五十パーセント、マイナス二十パーセント	
クロム	μg	原子吸光光度法、誘導結合プラズマ発光分析法又は誘導結合プラズマ質量法	プラス五十パーセント、マイナス二十パーセント	
セレン	μg	蛍光光度法、原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ質量法	プラス五十パーセント、マイナス二十パーセント	
鉄	mg	オルトフェナントロリン吸光光度法、原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ発光分析法	プラス五十パーセント、マイナス二十パーセント	
銅	mg	原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ発光分析法	プラス五十パーセント、マイナス二十パーセント	
ナトリウム	mg (千ミリグラム以上の量を表示する場合にあって)	原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ発光分析法	プラス・マイナス二十パーセント (ただし、当該食品百グラム当たり (清涼飲料水等にあって	五ミリグラム

	は、 g を 含む。)		は、百ミリリットル当たり) の ナトリウムの量 が二十五ミリグラム未満の場合 はプラス・マイナス五ミリグラム)	
マグネシウム	m g	原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ発光分析法	プラス五十パーセント、マイナス二十パーセント	
マンガン	m g	原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ発光分析法	プラス五十パーセント、マイナス二十パーセント	
モリブデン	μg	誘導結合プラズマ質量分析法又は誘導結合プラズマ発光分析法	プラス五十パーセント、マイナス二十パーセント	
ヨウ素	μg	滴定法、ガスクロマトグラフ法又は誘導結合プラズマ質量法	プラス五十パーセント、マイナス二十パーセント	
リン	m g	バナドモリブデン酸吸光光度法、モリブデンブルー吸光光度法又は誘導結合プラズマ発光分析法	プラス五十パーセント、マイナス二十パーセント	
ナイアシン	m g	高速液体クロマトグラフ法又は微生物学的定量法	プラス八拾パーセント、マイナス二十パーセント	
パントテン酸	m g	微生物学的定量法	プラス八拾パーセント、マイナス二十パーセント	

ビオチン	μg	微生物学的定量法	プラス八десят、マイナス二十パーセント	
ビタミンA	μg	高速液体クロマトグラ法又は吸光光度法	プラス五十パーセント、マイナス二十パーセント	
ビタミンB ₁	mg	高速液体クロマトグラ法又はチオクローム法	プラス八десят、マイナス二十パーセント	
ビタミンB ₂	mg	高速液体クロマトグラ法又はルミフラビン法	プラス八десят、マイナス二十パーセント	
ビタミンB ₆	mg	微生物学的定量法	プラス八десят、マイナス二十パーセント	
ビタミンB ₁₂	μg	微生物学的定量法	プラス八десят、マイナス二十パーセント	
ビタミンC	mg	二, 四ジニトロフェニルヒドラジン法、インドフェノール・キシレン法、高速液体クロマトグラ法又は酸化還元滴定法	プラス八десят、マイナス二十パーセント	
ビタミンD	μg	高速液体クロマトグラ法	プラス五十パーセント、マイナス二十パーセント	
ビタミンE	mg	高速液体クロマトグラ法	プラス五十パーセント、マイナ	

			ス二十パーセン ト	
ビタミン K	μg	高速液体クロマトグラフ 法	プラス五十パー セント、マイナ ス二十パーセン ト	
葉酸	μg	微生物学的定量法	プラス八十パー セント、マイナ ス二十パーセン ト	
熱量	k c a l	修正アトウォーター法	プラス・マイナ ス二十パーセン ト（ただし、当 該食品百グラム 当たり（清涼飲 料水等にあって は、百ミリリッ トル当たり）の 熱量が二十五キ ロカロリー未満 の場合はプラ ス・マイナス五 キロカロリー）	五キ ロカ ロリ ー